

監査委員公表第1号

工事監査の結果について

地方自治法第199条第5項の規定に基づき工事監査を二宮町監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和5年7月27日

二宮町監査委員 間中 晟
二宮町監査委員 善波 宣雄

1. 監査の種類
随時監査（工事監査）
2. 監査の実施日
令和5年6月28日（水）
3. 監査を行った監査委員
監査委員 間中 晟
監査委員 善波 宣雄
4. 所管課
都市部都市整備課
5. 監査対象とした工事
橋りょう長寿命化修繕工事（中里第二架道橋ほか2橋）
6. 監査の着眼点
工事の設計、契約及び施工等が適切かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として監査を実施した。
7. 監査の実施内容
所管課から提出された工事請負契約書、設計図書及び工事関係書類の監査を行うとともに、工事に至る経緯、工事全体の概要、執行状況等について現地を確認の上、説明を受けた。
8. 監査結果
監査対象工事については、事務的観点から監査を行った結果、適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

以上